

# 埼接ミニ情報

## 23年9月号

発行  
(社)埼玉県接骨師会  
企画総務部

9.11、米国同時多発テロから10年、日本では3.11の大震災から半年の歳月が流れました。まだ引き続きいつ終わるとも分からない原発災害が継続中です。先が見えない事態にさらなる危機感と憤りを感じます。こうした中、当会では公益認定申請に向け、本格的に医療整備課との調整が始まり慎重に進めております。先月に続き『定款改正案の要点その2』を掲載いたしました。今後とも会員皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【新定款の要点 その2】

#### ＜第6章 名誉会長、相談役及び参与＞

- ・第28条1項:名誉会長、相談役及び参与は任意の機関となり役員ではありません。  
4項:その任期は今までと同様委嘱した会長の在任期間とします。

#### ＜第7章 理事会＞

- ・第30条(権限):理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行います。  
(1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職。ただし (3) の会長については第21条2項により総会の決議を反映することができます。
- ・第31条(招集):会長が欠けたとき又は会長事故ある時は、副会長ではなく各理事が理事会を招集します。
- ・第33条(決議):賛否同数時、議長による最終決定は議長に議決権を2つ与えることになり無効となります。賛否同数の場合は過半数に達せず否決となります。
- ・第34条(決議の省略):理事会の決議の目的である事項について理事から提案があり、理事全員が同意の意思表示した時は、書面やメールなどの電磁的方法により、理事会の決議があったものとみなすことができます。ただし、監事が異論を述べたときは無効となります。

#### ＜第8章 支部、委員会及び部会＞

- ・第36条2項:支部の組織及び運営に必要な事項は理事会で別に定める支部運営規定によることとなります。

#### ＜第9章 資産及び会計＞

- ・第41条(事業計画及び収支予算)1項:事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けることとなり、総会での承認はなくなります。
- ・第42条(事業報告及び収支決算書類):各種書類の中で理事会での承認が必要なものを1項で、その中で総会で報告が必要なもの、承認が必要な事項を2項で説明しています。

#### ＜第10章 定款の変更及び解散＞

- ・第43条:定款の変更には総会で総議決数の3分の2以上(従来は4分の3以上)の賛成が必要です。ただし主務官庁の許可は不要ですが法人法の厳守が求められます。
- ・第44条(解散):総議決数の3分の2以上の賛成が必要です(従来は4分の3以上)。また、法令で決められた事項(認定法第29条)により解散となります。

- ・第45条(公益認定の取消し等に伴う贈与):この場合1ヶ月以内に残余財産を所定の機関に贈与しなくてはなりません。

#### ＜第13章 補則＞

- ・附則第2.3項:特例民法法人から公益社団法人移行する場合の特例措置としてスムーズな移行を可能とするため、初年度の代表理事、常務理事は附則にて定めておくことができます。次期の理事については、登記の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会にて選出されることとなります。

※その他については理事会で決められる諸規定にて定めていきます。ただし「役員の報酬及び費用に関する規定」「会費規定」「入会及び退会規定」は総会での承認が必要となります。以上

### 【保険部より】

保険者からの追跡調査により、『**施術内容の疑義、通院日数の相違、家族・従業員の施術等**』で行政指導の対象会員が数名報告されております。また、元会員に厳しい処分が出されておりますので適正な療養費支給申請を行っていただくようお願いいたします。

※柔道整復師の施術に係る療養費が不正に請求された場合の取扱いにつきましては、健康保険法等に基づく療養費の受領の委任を被保険者から受け、保険者等に請求する場合は、受領委任の取扱いを定めた規定(通知)の内容を遵守しなければなりません。この柔道整復師の施術に係る療養費の請求内容に、不正又は著しい不当が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止し、施術を受けた患者(被保険者)の皆様の権利を守ることを目的として、措置内容が公表されております。

また、受領委任の取扱いの中止措置を行う前に、当該柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した場合又は当該柔道整復師が所属する施術所が廃止された場合に、受領委任の取扱いの中止相当の措置を受けた柔道整復師についても、同様に公表しております。

### 【主な会務状況】

- ・8月25日 医療整備課へ役員訪問・・・公益認定申請についてヒヤリング
- ・9月3日 首都圏連絡会議事前打合せ会・・・本会会館
- ・9月9日 理事会準備会開催:正副会長、企画総務・経理各部長
- ・9月15日 第8回理事会開催各議案承認される
- ・9月16日 国保連協議会開催

### 【今後の主な予定】

- ・11月6日(日) 学術研修会・学術講演会(市民公開講座)
- ・11月13日(日) 市民公開講座開催 会場:さいたま市「つばさ小学校」
- ・12月18日(日) 保険業務講習会 機能訓練指導員フォローアップ講習  
会場:上尾市文化センター
- ・H24.3月11日(日) 関東学会茨城大会

### 【お知らせ】

※1 最近悪質な業者による、治療材料等の訪問販売や通信販売等が多発しています。会員皆様には少しでも不審な点がありましたら、契約する前に事務局まで問合せ願います。

※2 平成23年10月11日以降川口市、鳩ヶ谷市合併に伴い国民健康保険の保険者番号が改定となります。なお詳細につきましては後日送付いたします。